

# 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室サステイナブルキャンパス部会内規

平成 29. 4. 1 制 定

改正 令和 2. 4. 1

## (設 置)

第 1 条 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学環境方針を実現するための学内環境活動を推進するため、国立大学法人群馬大学施設・環境推進室（以下「施設・環境推進室」という。）にサステイナブルキャンパス部会（以下「部会」という。）を置く。

## (任 務)

第 2 条 部会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 環境に関する教育・研究・地域貢献の企画・調整に関すること。
- (2) 環境マネジメントの企画立案・評価に関すること。
- (3) エネルギーの削減計画及び推進に関すること。
- (4) 環境の社会的責任におけるコミュニケーションに関すること。

## (組 織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 共同教育学部，社会情報学部，医学系研究科，保健学研究科，理工学府の主担当を命ぜられた教員のうち施設・環境推進室長が指名する者 各 1 人
- (2) 施設運営部長
- (3) その他施設・環境推進室長が推薦する者 若干人

2 部会に部会長を置き、前項第 1 号の部会員の互選により定める。

3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

## (任 期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会員以外の者の出席)

第 5 条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事 務)

第 6 条 部会の事務は、施設運営部において処理する。

## (内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、施設・環境推進室の議を経て、施設・環境推進室長が行う。

## 附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。